

(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務委託  
事業者選定基準

2026年6月

町田市

# 目次

1.	本書の位置づけ .....	1
2.	技術協力業務受託者選定の概要 .....	2
	(1) 契約の方式 .....	2
	(2) 選定方式 .....	2
	(3) 選定のスケジュール .....	2
	(4) 選定の体制 .....	2
	(5) 審査の手順 .....	3
3.	資格審査 .....	4
4.	提案審査 .....	4
	(1) 実績評価及び技術提案評価 .....	4
	(2) 最優秀提案者の選定 .....	6
	(3) 参加者が1者であったときの対応 .....	6
5.	優先交渉権者の決定 .....	6

## 1.本書の位置づけ

(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務委託事業者選定基準(以下「事業者選定基準」という。)は、実施設計段階から技術協力を行う者及び価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する予定の者(以下「技術協力業務受託者」という。)の募集・選定を行うにあたって、技術協力業務受託者へ公表するプロポーザル説明書と一体のものである。

なお、事業者選定基準は、(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務(以下「本業務」という。)の優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った参加者を選定するための方法及び評価項目等を示し、参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

## 2.技術協力業務受託者選定の概要

### (1) 契約の方式

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

### (2) 選定方式

企業の高度な技術を実施設計に反映させるため、業務への取り組みや工事施工時に対する技術提案書を求め、必要に応じてヒアリングを実施した上で、技術提案書を総合的に評価し、最優秀提案事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

### (3) 選定のスケジュール

技術協力業務受託者選定の日程は、プロポーザル説明書を参照すること。

### (4) 選定の体制

町田市は、技術協力業務受託者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者及び町田市職員から構成される、(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

評価委員会が、提案審査における評価項目の検討及び参加者から提出された技術提案書の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点者を選定する。評価委員会による審査は非公開とし、すべての審査が終了した後に審査講評を公表する。

町田市は、評価委員会からの報告を受けて、優先交渉権者を決定する。

なお、参加者が、優先交渉権者決定前までに、評価委員会の委員に対し、技術協力業務受託者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合は、当該参加者を失格とする。

評価委員会の委員は、以下のとおりである。

#### 【評価委員会委員一覧】

	氏名	所属・役職	備考
1	川崎 一泰	中央大学総合政策学部 教授	委員長
2	及川 直樹	都市づくり部 都市政策課 中心市街地開発推進室長	
3	本田 律	学校教育部 施設課長	
4	平川 浩二	環境資源部 循環型施設管理課長	
5	山形 悠介	子ども生活部 子ども家庭支援課長	

## (5) 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

	実施項目	実施内容
①	資格審査	・町田市は、参加資格要件の有無を確認する。
②	実績評価及び技術提案評価	・評価委員会は、各参加者の実績及び提案を審査し、本基準に基づき評価点を算出する。 ・本プロポーザルにおいて提出した技術提案書の内容を確認するために、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。 ・技術協力業務委託費の上限を上回る技術協力業務委託費を提示した書類を提出した場合は失格とし、審査を行わない。
③	最優秀提案者の選定	・評価委員会は、②の結果を受けて最優秀提案者を選定する。
④	技術協力業務受託者の決定	・町田市は、③の結果を受けて、優先交渉権者を決定する。

### 3.資格審査

町田市は、参加者から提出される参加表明書及び資格審査に必要な書類をもとに、参加者が満たすべき参加資格要件について確認する。参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

### 4.提案審査

#### (1) 実績評価及び技術提案評価

実績評価項目に係る採点方法は、「別表 評価項目及び配点」に定める要件を満たす企業の施工実績件数及び技術協力業務責任者の実績件数に基づき、それぞれ下記の表に従い採点を行う。

##### 【実績評価の採点方法】

採点基準	算出方法
要件を満たす実績が3件以上ある	配点×1.00
要件を満たす実績が1～2件ある	配点×0.50
要件を満たす実績なし	配点×0.00

また、技術提案評価においては、技術提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングを踏まえ、「別表 評価項目及び配点」に定める技術提案評価の評価項目ごとに、評価委員がA～Dの4段階で評価を行う。各評価項目について、下記の表に従い、各評価委員の評価点を算出し、その平均点を求める。評価項目ごとの平均点を合計した点数を、技術提案評価点とする。

##### 【技術提案評価の採点方法】

評価	評価内容	算出方法
A	特に優れた提案であり、高い効果を期待できる	配点×1.00
B	優れた提案であり、効果が期待できる	配点×0.75
C	一般的な提案である	配点×0.50
D	一般的な提案であるものの、その効果に懸念がある	配点×0.25

別表 評価項目及び配点

評価方法	評価項目	配点	配点合計	
実績評価	I 企業の施工実績			
	施工実績	2016年4月1日から参加申込書の受付締切日までの間に、国、地方公共団体が発注した延床面積8,000㎡以上の複合施設の新築、改築又は、増築（ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が8,000㎡以上の場合に限る。）工事の実績がある。	10	10
	II 技術協力業務責任者の実績			
	施工実績	2016年4月1日から参加申込書の受付締切日までの間に、国、地方公共団体が発注した延床面積8,000㎡以上の複合施設の新築、改築又は、増築（ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が8,000㎡以上の場合に限る。）工事において、監理技術者もしくは主任技術者として従事した実績がある。	3	5
	資格	一級建築士	1	
		一級建築施工管理技士	1	
技術提案評価	III 技術協力業務における実施方針			
	① 技術協力業務の実施体制	適正な担当技術者の配置や組織のバックアップ体制について提案すること。	5	40
	② 関係者との円滑なコミュニケーション手法	町田市・設計者・施工者という立場の異なる関係者間において、E C I方式の趣旨を踏まえ、円滑な意思決定を実現するための具体的な支援方法、配慮及び連携体制について提案すること。	5	
	③ 施工上の課題への対応	想定される施工計画上の課題（例：防水性能の確保、複雑な平面計画への対応等）を的確に認識し、その解決策を具体的に提案すること。 また、社会情勢を踏まえた入手困難な材料等の予測とリスク回避の方法について提案すること。	15	
	④ コストコントロール手法	実施設計時から工事請負契約締結に至るまでの各段階における課題を想定し、各々の具体的な取組みについて提案すること。	15	
	IV 工事施工における実施方針			
	① 施工体制	E C I方式による発注のメリットを生かせる着工時の施工体制構築に向けた具体的な方策を提案すること。	5	45
	② 工期の最適化と確実な履行	品質、安全性を確保した上で工程を厳守し、早期の市民サービスに繋がられる効果的で具体的な取組みと、その工期の工程表を作成し提案すること。	15	
	③ 施工管理（品質管理）の手法	施工中から竣工・引渡し後に至るまで、建物品質を確保・維持するための施工管理・品質管理及び周辺環境への影響低減の考え方について提案すること。	5	
	④ コストコントロール手法	技術協力業務の成果を踏まえ、工事請負契約締結後の設計変更やコスト増を抑制するための考え方、及び施工段階における具体的なコスト管理手法について提案すること。	10	
	⑤ 市内企業に対する貢献策	市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取り組みについて実施方法を提案すること。	10	
		合計	100	

## (2) 最優秀提案者の選定

実績評価及び技術提案評価による採点の合計点が最大となった提案を行った参加者を最優秀提案者、次に得点の高い提案を行った参加者を次点者として選定する。

なお、合計点の最も高い者が2者以上あるときは、技術提案評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

## (3) 参加者が1者であったときの対応

参加者が1者であった場合も、資格審査及び提案審査を実施する。審査の結果、評価委員会が適切と判断した場合、当該参加者を最優秀提案者とする。

なお、当該参加者が資格審査で要件を満たしていない場合は当該参加者を失格とする。また、提案審査において、評価委員会が最優秀提案者として相応しくないと評価した場合は、最優秀提案者として選定しないものとする。

## 5. 優先交渉権者の決定

町田市は、評価委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、町田市が優先交渉権者と基本協定を締結しないことが確定した場合、又は基本協定が解除された場合には、次点交渉権者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。